

# 「かながわジョブサポート」から見える 社会福祉法人の価値と可能性

社会福祉法人が連携してスタートした「かながわライフサポート事業」も5年目を迎え、対応したケースも着実に増え、少しずつ事業理解も広がってきました。そこから見えてきた「就労」という課題にも向き合い、新たな支援策として「かながわジョブサポート」を開始しました。生活困窮者自立支援法の支援メニューのひとつ、認定就労訓練事業に先立つ活動として展開しています。

今回の特集では、その「かながわジョブサポート」と認定就労訓練事業について紹介します。

## 1. 生活困窮者自立支援法でも期待される社会福祉法人

社会保障審議会の報告によると、生活保護受給者は減少傾向にあるとされていますが、その背景には、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法があります。これは、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う、いわば第2のセーフティネットとして位置付けられており、自立相談支援と住居確保給付金を必須事業としてスタートしました。

また、任意事業として、就労に必要なスキルを身に付けるための就労準備支援事業と、中間的就労といわれる認定就労訓練事業が、支援を必要とされる方の就労に関するメニューとして事業化されました。認定就労訓練事業は、直ちに一般就労が困難な方への就労と自立を目指すための、支援付きの就労の場となっています。

現時点で、全国の認定就労訓練事業所は1020件。県内では60件の企業や法人・事業所が認定されています。全国的にも社会福祉法人が認定されている場合が多く、全国では558件、県内では全体の4割にあたる24件が認定を受け、生活困窮者の就労支援の一翼を担っていると言えます。

本会では、生活困窮者自立支援法

施行に先駆け、平成25年度より、県内の社会福祉法人経営団体が構成される経営者部会からの発信により「かながわライフサポート事業」を創設し、県内の生活困窮者に寄り添う支援を行ってきました。そして、相談者の自立につながるための支援策の一つとして「かながわジョブサポート」という就労に関する支援の展開にも力を入れてきました。

## 2. 生活困窮から就労自立につながるまで「かながわジョブサポート」の実践事例

かながわライフサポート事業では、法人の職員をコミュニティソーシャルワーカー(以下、CSW)として、本会より委嘱しています。そのCSWが自宅を訪問し、自立につながる支援を行った事例を紹介します。

地域の民生委員からCSWに相談が入りました。一緒に家を訪問すると、電気とガスはすでに止まっております、水道も間もなく止まってしまう状態で、しばらく入浴もできていません。携帯電話も料金の滞納により止められていました。またにも食事も取っておらず、窮迫していることは明らかでした。

そこに住むのは60代の男性で、持ち家で一人暮らし。これまでは親が残してくれた預貯金を切り崩しながら、ひっそりと生活をしてきたそう

です。

ここ十数年、人と接する機会がありません。CSWは時間をかけ、さまざまな話を丁寧に聞き取りました。これまでの生活歴の話の中で、一時期、警備員のアルバイトをしていたこともありましたが、立ち仕事で身体的にも精神的にも負担が大きくなり、さまざまな事情から恐怖心を感じてしまい、そこから15年以上仕事をすることがないという話を話してくれました。「家を売って仕事をしながら、細々とアパート暮らしができればいい」というのが本人の強い意向でした。

CSWは、身体的な負担が少なく、過去に感じたネガティブな気持ちを払拭するような方法での社会参加や就労の方法はないかと考え、高齢者施設での就労訓練を提案しました。

数回の体験を経て、週3回1日3時間、居室でのリネン交換と清掃を主とした作業を、有償ボランティアとして担ってもらうことになりました。はじめは「あいさつをどのようにしたらいいか」ということさえも不安で、その気持ちをCSWに正直に打ち明けてくれました。

初日の前夜は、緊張して眠ることができず、寝過ぎ遅刻しましたが、作業に入ってみると、その仕事はとても丁寧でした。

こういった過程を経て、現在は家

**「かながわジョブサポート」の登録施設・事業所を募集しています**

何らかの事情で、生活困難を抱えている人々。不器用かもしれない、少し慣れるまで時間がかかるかもしれませんが、「何とか働いて自立した生活したい!」と切に願う人々を、応援しませんか? ちょっとした工夫で働ける人がいます。

詳しくはこちら

URL <http://www.knsyk.jp/c/ks/d81004b7ee6c3d90378a99cb09b112bb>

**県・政令指定都市では認定就労訓練事業所の認定を推進しています**

「働きたいのに働く場所が見つからない」など、さまざまな事情から今すぐに一般就労（企業や事務所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、一般就労に向けたトレーニングをしていきます。

詳しくは「神奈川県」または「政令市」と「認定就労訓練事業」で検索!

畜の飼育に携わる会社で、契約社員として給料を得るまでになりました。当初は、環境が変わったこともあり、モチベーションを維持することが難しい時期もありました。しかし、自立のために何をしなくてはならないかということ、時間を掛けてでも、自立する気持ちを持つていただくことを大切にすることを必要があったことから、高齢者施設の職員の皆さんが、本人の緊張と不安な気持ちを十分に理解した上で、温かくサポートし、根気よく見守ってくださいました。かけとなりました。

このように、その方にとつての「就労のかたち」を、どれだけその方に寄り添って創造できるかが鍵となり、「かながわジョブサポート」に協力している社会福祉法人の関係者は、そこを大切にしています。先に述べた生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業の具体的な内容としては、清掃・警備の仕事が多く、次いで福祉施設等における各種サービス補助作業となっています。この事例のように、リネン交換や居室の掃除などが分かりやすい例です。認定訓練事業所は徐々に増えており、その方にとって最適な方法を提供できるのでは、との視点もあり、今後社会福祉法人に期待される役割の一つになっていくと考えられます。

**3. 「身の丈」でできる多様な就労の場づくり**

この「かながわジョブサポート」の推進は、先の事例のような就労訓練を経て一般就労へのステップを踏んでいく場をつくることであり、どんな方でも活躍できる就労の場をつくることでもあります。

ちょっとした工夫により、今回紹介した方のように次のステップに踏み出せる可能性もあります。

例えば、定年退職をしたものの年金が少なく体調に配慮した働き方を希望する高齢者、不安定就労のため新たな職場で再起したいけれど自信や勇気がない方、派遣の技術職で働いてきたけれど年齢を重ねるにつれ、派遣先に限りが出てきた方など、人それぞれの経験や生活歴などは、一くくりすることはできません。

そのような人たちが、個々の事情に合わせた形で仕事内容や勤務形態などを工夫して活躍してもらうこともまた、多様な働く場をつくることにつながります。

ある施設では、洗濯をして、畳んで、利用者に戻すといった仕事を、近所に住む主婦にお願いしています。これは、地域住民が気軽に空いた時間を活用して無理なく働くことにつながります。

またある施設では、夜間帯の電話

の交換手を、定年退職された方が担っています。昼間は自分の時間も持ちながら、空いている時間を有効に活用できる働き方です。

社会福祉法人はフレキシブルな働き方ができる要素を持ち、多様な人が活躍する場の創造や、実践の場を提供できる可能性を秘めています。

**4. 地域のニーズに応じた具体的な実践を**

平成28年に社会福祉法が改正されました。その改正では、より一層、社会福祉法人が公益性を発揮し、社会へ貢献することなど、地域の重要な社会資源として、施設の利用者はもちろん、地域の住民にも寄り添い、福祉課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

また、少子・高齢化という構造的な課題に直面する現在、持続可能な社会保障制度の維持や構築が不可欠となっていますが、地域社会を取り巻く生活環境は、複雑化・多様化しており、とりわけ支援が必要な方の生活状況は実にさまざまなものとなっています。

そのような背景もあり、経営者部会では、地域のニーズにこたえるべく社会福祉法人の果たす役割を検討し、その一つとして、今回ご紹介した自立のための就労訓練への取り組みを展開しています。多様な働き方

## かながわライフサポート事業のコミュニティソーシャルワーカー

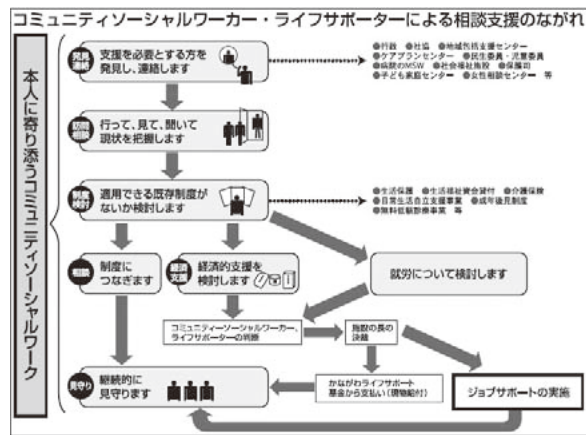
かながわライフサポート事業は、県内の社会福祉法人による生活困難者支援の活動です。「コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）」という相談支援の専門員が自宅に訪問し、相談者に寄り添って困りごとをうかがいます。その上で、現在の生活状況の改善と今後の生活について一緒に考え話し合い、解決に向けてのお手伝いをします。必要に応じて、制度へのつなぎや窓口への同行支援、「食べ物がない」などといった緊急時には、現物給付で一時をつなぐ「経済的支援」という仕組みもあります。また、仕事をしたいという意欲がありながら、さまざまな事情により一般就労には結びつかない方については、先に紹介した「かながわジョブサポート」で、多様な働き方やトレーニングの提案をします。

このような具体的な支援を地域で具体的に担うのが、社会福祉法人のCSWです。日常の業務は、高齢者施設や障害者施設、児童福祉施設や保育所、保護施設などの福祉施設・事業所で、ケアワーカーや相談員、保育士、管理者など、それぞれの専門性をもって働いている職員です。本会が主催するCSW養成研修を修了すると、CSWとして委嘱され、活動することになります。支援は、本人とはもちろん、必要に応じてご家族とも向き合い、関係機関と密に情報共有や連携をしながら進めています。同じ支援はひとつとしてありませんので、毎回試行錯誤をし、工夫しながら、丁寧な対応を心掛けます。

また、資質向上を図るため、実際に対応したケースを振り返り、次の支援に生かすため、事例検討会を定期的に行っています。事例を共有し、ソーシャルワークの専門性や相談支援、事業のあり方を確認しながらスキルアップに励んでいます。また、本事業の協力者である、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士によるテーマ別研修会も開催しています。そこでは多重債務や離婚・DVなど、他分野の専門知識の基礎を学ぶ研修も年間を通して実施しており、相談における視野や支援の幅を広げるために学びを深め、相談を適切に受け止められるよう研さんしています。

身近な地域で気軽に総合的に相談できるのがCSWです。詳細は、ライフサポート担当または最寄りの参加法人のCSWまでお問合せください。

【ライフサポート担当 ☎045-311-8753】



の創造と、先のようなケースの受け入れの実践をはじめ、一つひとつ丁寧に積み上げている実践を地域社会に発信し、啓発を行っていくことが、

社会福祉法人の存在意義や価値をより高めていくことにつながります。このように、いま一度「就労」という切り口も含め、地域の生活課題

を受け止め、社会貢献につながる具体的な取り組みを、会員の皆様とともに引き続き検討してまいります。  
（ライフサポート担当）

## かながわライフサポート事業に参加しています

(福) 横浜長寿会、(福) むつみ福祉会、(福) 小田原福祉会、(福) 藤嶺会、(福) 弥生会、(福) 中心会、(福) 泉心会、(福) 清琉会、(福) 照陽会、(福) 相模福祉村、(福) 愛慈会、(福) 若竹大寿会、(福) 横浜来夢会、(福) 雄飛会、(福) 吉祥会、(福) 共生会、(福) 喜寿福祉会、(福) 公正会、(福) 松緑会、(福) 愛川舜寿会、(福) つちや社会福祉会、(福) 浄泉会、(福) たちばな会、(福) たちばな福祉会、(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会、(福) ラファエル会、(福) 聖音会、(福) 愛伸会、(福) 成光福祉会、(福) 湘南福祉協会、(福) 千里会、(福) かがやき、(福) 県央福祉会、(福) すぎな会、(福) 恵正福祉会、(福) 一石会、(福) 大原福祉会、(福) 豊笑会、(福) 育生会、(福) 寿、(福) 栗山会、(福) プレマ会、(福) 則信会、(福) 喜楽会、(福) 奉優会、(福) 緑友会、(福) 上村鶴生会、(福) 大地の会、(福) 敬心会、(福) 誠幸会、(福) 慶優会、(福) 神奈川県社会福祉事業団、(福) 竹生会、(福) 明友会、(福) 富士美、(福) 湘南広域社会福祉協会、(福) くすのき、(福) さくら会、(福) みなと舎、(福) 百鳴、(福) 敬寿会、(福) 藤沢育成会、(福) 寿幸会、(福) 地域福祉協会、(福) 三神会、(福) 和みの会、(福) 子の神福祉会、(福) 鎌倉静養館、(福) くぬぎざか福祉会、(福) 横浜大陽会、(福) 多心会、(福) 誠々会、(福) 長寿会、(福) 峰延会、(福) 泉正会、(福) 恵和、(福) 竹沢積慈会、(福) ユーアイ二十一、(福) 海風会、(福) 大和清風会、(福) 清光会、(福) 公友会、(福) 緑峰会、(福) 聖母会、(福) 鈴保福祉会、(福) 藤沢ひまわり、(福) きしろ社会事業会 ※平成29年10月末日現在87法人